

情報総合共有システム eST-aid（エストエイド）登録に係る Q&A

Q1：薬局メールアドレスは一般に公開されるのか？

A1：公開を選択すると薬剤師会本部システムにて確認できるようになります。一般には公開されません。

Q2：従事者登録について。店舗に薬剤師会会員薬剤師が2名在籍している。2名とも「薬剤師（薬剤師会 安否確認要員）」にしてよいのか？また、非会員の薬剤師はどの分類か？

A2：薬剤師会の会員は「薬剤師（薬剤師会 安否確認要員）」を選択してください。店舗に在籍する非会員は「薬剤師（その他）」を選択してください。薬局事務員等は「その他」として登録してください。

Q3：特定の薬局に属さない個人会員ですが、どのように登録したら良いか？

A3:令和7年5月26日にご案内しておりますご登録については「会員薬局」に対してになります。特定の薬局に属さない個人会員様のご登録は、次回以降別途ご案内差し上げる予定ですので、今暫くお待ちください

Q4：川崎市薬剤師医会の非会員薬局ですが、どのように登録したら良いか？

A4:令和7年5月26日にご案内しておりますご登録については「会員薬局」に対してになります。川崎市薬剤師会非会員薬局様については、次回以降別途ご案内差し上げる予定ですので、今暫くお待ちください